

農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づく 具体的な取組について

資料 3－1	森林吸収源対策について	．．．．．	P 1
資料 3－2	国産バイオ燃料の生産拡大について	．．．．．	P 5
資料 3－3	食品産業の自主行動計画について	．．．．．	P 11
資料 3－4	施設園芸・農業機械の省エネルギー対策、環境保全型農業の 推進による施肥量の適正化・低減について	．．．．．	P 15
資料 3－5	漁船の省エネルギー対策について	．．．．．	P 23
資料 3－6	水稻平年収量の検討状況について	．．．．．	P 27
資料 3－7	地球温暖化対策に関する研究開発について	．．．．．	P 29

七大臣会合（第2回）に向けた具体的な取組の取りまとめ

担当部局名：林野庁

1. 対策名

森林吸収源対策（一間伐等の森林整備の加速化を図るための支援策の展開）

2. 対策の内容・対策推進のための仕組み

1. 対策の内容

- ・ 京都議定書において、森林吸収源による吸収量（1300万炭素トン）は、基準年排出量比6%削減目標のうち、3.8%を占める重要な部分であるが、2005年度における吸収量は約970万炭素トン（2.8%）という水準
- ・ 林野庁において、現地調査等により得られた最新のデータに基づき、今後、確保が必要な森林吸収量を試算したところ、現行の予算水準を前提に推移した場合、110万炭素トンが不足という現状。目標達成のためには、平成19年度より6年間にわたり、毎年20万ha、合計120万haの間伐等の追加的な森林整備が必要
- ・ 平成19年度においては、平成18年度補正とあわせ765億円を追加措置し、水産基盤整備事業や農業農村整備事業と連携した省をあげての森林整備の取組や、定額での助成方式の導入等により、本格的に森林吸収源対策を開始しているところ
- ・ 森林吸収量の目標を達成するためには、今後も引き続き、毎年20万haの追加整備を含む年間55万haの間伐等に必要な経費を確保することが必要不可欠

2. 各主体が担う取組

国：地方公共団体、森林所有者等、様々な主体の取組を支援するための各種施策を展開

地方公共団体：森林吸収量を確保するための間伐等の森林整備を推進

森林所有者：間伐等を通じた適切な森林整備を実施

企業・NPO・都市住民等：「美しい森林づくり推進国民運動」の全国的な展開のもと、森林整備・保全活動への参画

3. 平成20年度予算要求・税制改正要望やその他の取組の状況

平成19年度以降6年間で330万haの間伐実施に向けた施策を展開するための予算を要求。

(主な施策)

- 高齢級森林整備促進特別対策事業（1,000百万円）
10齢級以上(46年生以上)の森林の間伐について、民間資金の活用、事後精算という方式で助成
- 育成林整備事業等（44,074百万円の内数）
7～9齢級の間伐へ補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進
- 美しい森林づくり基盤整備交付金（1,000百万円）
間伐、耕作放棄地への植林、非皆伐施業などに取り組むとともに、地域提案枠を活用した事業を実施
- 美しい森林づくり国民運動の展開（1,747百万円の内数）
民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

4. 温室効果ガス削減見込量

約4,767万t-CO₂（1300万t-C）（第1約束期間の年平均値）

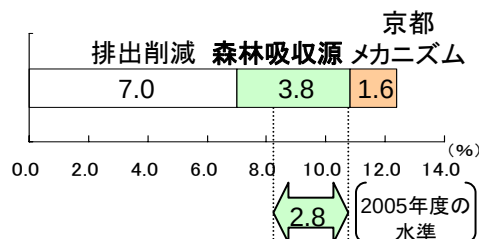
(※ ただし、追加対策を含めた場合の数値)

5. 今後の取組・課題

- ・ 京都議定書における森林吸収量の目標達成に向けて、毎年20万haの間伐等の森林整備を確実に実施していくため、安定的な財源の確保や、間伐等の森林整備の適債化が必要。
- ・ 森林整備を着実に推進していくため、森林所有者や地方公共団体の負担を軽減する施策の展開が必要。

森林吸収源対策－間伐等の森林整備の加速化を図るための支援策の展開－

京都議定書による排出・吸収量に基づく分野別削減の割合



※：温室効果ガスの排出量は2006年の速報値では基準年(1990年)に比して6.4%増となっており、12.4%分の削減が必要な状況。

森林吸収源となる森林の現状

育成林

現在の森林整備水準で推移するときの見込
675haが対象 →【910万炭素トン】の吸収量
(675万ha × 1.35炭素トン/ha・年 ÷ 910万炭素トン)

天然生林

保安林の拡大による見込み
660haが対象 →【280万炭素トン】の吸収量
(660万ha × 0.42炭素トン/ha・年 ÷ 280万炭素トン)

森林吸収量1300万炭素トン確保のためには、
110万炭素トンの更なる確保が必要
(1300万-(910万+280万)=110万)

2007～2012年の6年間で毎年20万ha、
計120万haの追加的な森林整備が必要
(現在の森林整備水準で推移した場合に見込まれる面積と合わせ、毎年55万ha
(6年間で計330万ha))

各主体の取組

間伐等の森林整備の加速化

国

地方公共団体、森林所有者等、様々な主体の取組を支援するための各種施策を展開

地方公共団体

間伐等の森林整備を推進

森林所有者

間伐等を通じた適切な森林整備を実施

企業・NPO・
都市住民等

民間主導による
森林整備・保全活
動への参画

平成19年度においては、平成18年
度補正予算を併せ、765億円の追
加予算を措置

H18補正予算案 530億円

・災害防止を目的とした間伐等の森林づくり

H19当初予算案 235億円

・省を挙げた森林吸収源対策の加速化
・美しい森林への再生モデル事業の創設

課題

安定的な財源の確保

森林所有者負担
地方負担

への対処

等

平成20年度概算要求(主な施策)

- 高齢級森林整備促進特別対策事業(1,000百万円)
(10齢級以上(46年生以上)の森林の間伐について、
民間資金の活用、事後精算方式で助成)
- 育成林整備事業(44,074百万円の内数)
(7～9齢級の間伐へ補助対象を拡充し、団地的な森
林整備を推進)
- 美しい森林づくり基盤整備交付金(1,000百万円)
(間伐、耕作放棄地への植林、非皆伐施業などに取
組むとともに、地域提案枠を活用した事業を実施)
- 美しい森林づくり推進国民運動の展開
(1,747百万円の内数)
(民間組織・企業・個々の国民と一体となった「美しい
森林づくり推進国民運動」の展開)

